

希少野生動植物生息地等保護区の再指定について

(答申案)

令和 7 年（2025 年） 月 日（ ）

長 野 県 環 境 審 議 会

希少野生動植物生息地等保護区の再指定について

1 はじめに

開田高原希少野生動植物保護区（末川地区）の再指定は以下のとおり適当である。

2 指定箇所の現況概要

(1) 保護区の名称 開田高原希少野生動植物保護区（末川地区）

(2) 指定箇所

1. 指定場所 木曽郡木曽町 開田高原末川 3764-2 ほか
2. 所有区分 個人有地、共有地、町管理用地
3. 区域面積

指定区分	面積
監視地区	1.41ha
規制地区・立入制限地区	0.66ha
計	2.07ha

4. 指定期間 平成27年9月1日から令和7年8月31日（10年間）



(3) 保護区内で確認されている主な希少種

現地確認されている種	希少野生動植物 保護条例	環境省レッドリスト ランク	県版レッドリスト ランク
チャマダラセセリ（昆虫類※ ¹ ）	指定希少野生動植物	絶滅危惧ⅠB類（EN）	絶滅危惧ⅠA類（CR）
オキナグサ（植物）	指定希少野生動植物	準絶滅危惧（NT）※ ²	絶滅危惧ⅠB類（EN）
キキョウ（植物）		準絶滅危惧（NT）※ ²	準絶滅危惧（NT）
エゾアカヤマアリ（昆虫類※ ¹ ）		絶滅危惧Ⅱ類（VU）	準絶滅危惧（NT）
ユウスゲ（植物）			準絶滅危惧（NT）

※¹：環境省第4次レッドリスト（2020）による

※²：環境省第5次レッドリスト（2025）による



オキナグサ（撮影：環境保全研究所）



キキョウ（撮影：環境保全研究所）

(4) 指定の背景（H27 指定諮問時の資料より）

- ・生息環境の悪化に伴い開田高原の一部に生息が限定されているチャマダラセセリの生息地について、生息地に産卵された食草が一部の心無い愛好家に踏み荒らされ、チャマダラセセリの種の存続を図

る上で大きな支障となっている。

- ・ 本生息地の情報はインターネット等により愛好家の間で生息情報が共有され、公然の秘密となっている状況を考慮すると、保全のための立入規制を検討すべき段階を迎えた。
- ・ 生息地は家畜用の採草地として個人所有者が活用しているが、一部の愛好家が所有者に無断で立ち入るケースがあることから、所有者は何らかの立入規制を求めている一方で、希少種保護に対する深い理解のもと保護活動の協力を得ている。

(5) 保護活動等の取組・経過

- ・ 希少野生動植物保護条例に基づくチャマダラセセリ保護回復事業計画の策定（H26 年度）
- ・ 長野県希少野生動植物保護監視員による生息地の状況確認や違法採取のパトロール
- ・ 監視地区への監視カメラ設置や規制地区への侵入防止柵、侵入防止看板の設置
- ・ 神戸大学、環境保全研究所によるチャマダラセセリの生息状況（成虫・産卵）や草原植生の調査
- ・ 木曽町環境協議会による、景観維持のための火入れ、草原環境保全のための草刈



(6) 保護区指定以降の現況

- ・ チャマダラセセリは、平成 26 年 5 月に成体が確認されて以降は、保護区及びその周辺で個体が確認されていない。（平成 27 年、28 年調査神戸大学実施）
- ・ 県内では絶滅したとされていた昆虫が平成 25 年にこの保護区を含む周辺の草原環境で再発見され、その後も環境保全研究所などの調査により生息が確認されている。
- ・ 木曽町や県による草原維持活動により、良好な草原環境が保持されており、草原性の植物であるキキョウ等の絶滅危惧種や、県内で絶滅したとされていた昆虫の生存には効果がみられた。（柳澤衿哉、浦山佳恵（2023）長野県環境保全研究所報告 19:73-81）
- ・ 草原保全の地元民間団体の設立（ニゴと草カップの会）や小学校への環境学習などにより地元の希少種保護・草地保全への関心が高まっている。
- ・ 全国草原の里連絡協議会により、保護区を含む開田高原一帯の草原が人が関わり維持している半自然草原として「未来へ残したい草原の里 100 選」へ選定され、希少な草原として評価されている。

3 再指定について

(1) 再指定の内容

- ・ 指定期間を令和 7 年 9 月 1 日から令和 17 年 8 月 31 日（10 年間）までとする

(2) 再指定の理由

- ・ チャマダラセセリの生息は近年確認されていないものの、保護区として保全している草地が他地域からの再導入の候補地となるため、維持管理の継続が必要。
またチャマダラセセリの次の保護回復事業計画の評価検証を令和 14 年に行う予定であり、その結果を踏まえ保護区指定の効果を判断する必要もあり、継続が必要。
- ・ その他にも希少な動植物が生息している貴重な地区であり、引き続き保護区として指定し、希少種の保全を図ることが重要。
- ・ こうした保護・検証に必要な期間として、指定期間を 10 年間とする。